

第2回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月30日（水）午後1時00分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 17名

4. 欠席委員 1名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第32号 現況証明願いについて

日程第3 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第34号 農地法第4条の規定による許可について

日程第3 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

7. 会議の概要

議長

ただ今から、第2回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は17名であります。

太田 福司委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、3番 片岡文洋 委員、4番 宮嶋 敏男 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容の説明を求めます。

水津局長

平成29年7月20日、第1回総会以降で報告していない業務につきましてご報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 農地法第4条の規定による許可の専決について

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (字名・地番) 1筆 39,486㎡のうち2,067㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 面積が3,000㎡以下のため対象外

許可日 平成29年7月21日

2. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

番号1番

賃借権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

賃借権の設定を受ける土地 (字名・地番) 他3筆 合計24,171㎡

始期 平成29年8月29日 終期 平成36年8月28日

知事が認可した年月日 平成29年8月1日

3. 会議関係について

(1) 7月21日(金) 第5回大樹町議会臨時会
場 所 役場4階議場(会長出席)

(2) 7月24日(月) 大樹町内農産物生育状況巡回調査

- 場 所 大樹町内 (会長欠席)
- (3) 7月24日(月) 町内農業関係機関による農業情勢懇談会
場 所 大樹町 (会長欠席)
- (4) 7月27日(木) 大樹町農業委員会四役・班長会議
場 所 役場2階中会議室
(会長・代理・農地委員長・農政委員長・各班長)
- (5) 8月4日(金) 南十勝農業委員会会長・
会長職務代理者・事務局長研修会
場 所 幕別町札内 (会長・代理・局長出席)
- (6) 8月8日(火) 平成29年度十勝農業委員会連合会臨時総会
場 所 帯広市 (会長・局長出席)
- (7) 8月17日(木) 交換分合事業の実施に係る意見交換
(道庁・振興局)
場 所 役場2階中会議室 (会長出席)
- (8) 8月18日(金) 第25回南十勝農業委員会委員・
職員研修会及びPG大会
場 所 幕別町忠類 (委員14名・事務局出席)
- (9) 8月22日(火) 新任農業委員研修会
場 所 帯広市 (委員8名出席)
- (10) 8月24日(木) 一般社団法人北海道農業会議臨時総会
場 所 札幌市 (会長欠席)
- (11) 8月24日(木) 第1班現地調査
現況証明4件、農地転用1件
- (12) 8月29日(火) 若手芸術家地域担い手育成連絡協議会
場 所 大樹町経済センター2階多目的ホール
(会長出席)

(1) 大樹町農地等交換分合事業(尾田地区)推進委員会委員の決定

先月、7月の総会でお認めいただきました専門推進委員7名、地区推進委員3名合計10名を総会后、会長の指名によって決定いたしました。

それから地区推進委員につきましては、拓北・尾田・豊里の農事組合から3名選ばれてきておりますのでご報告申し上げます。これにつきましては、9月5日以降の町議会でもご報告する予定でございます。

(2) 農作物生育作況調査(8月15日現在)

秋まき小麦につきましては、もう終わっておりまして例年よりも2日早いという結果です。それから馬鈴薯、小豆につきましては5日~6日早いということになります。大豆につきましては比較対象がありません。甜菜につきましては6日早い、デントコーン、牧草につきましては+4日~7日早いということで育成は順調で全体的には並からやや良という結果になっております。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑ありませんか。

1 番
柚原委員

(10) 番の一般社団法人北海道農業会議臨時総会に、十勝から誰も出席していないように聞こえたのですが、それほど重要な臨時総会ではなかったのでしょうか。

議長

十勝から委員が選ばれませんでしたという報告は少し語弊がありまして、十勝の場合は帯広市の中谷会長が留任という形になって、他の所は任期が来たので選考し直して7名が新しくなったということです。参加していないということではなく、今までは1回だったのが、今回は2回でしたので町の予算の関係もありまして欠席いたしました。

他にありませんか。

1 3 番
穀内委員

(12) 番の若手芸術家地域担い手育成連絡協議会の会議の内容について少し触れていただきたいのですが。

水津局長

私も出席しておりまして、今年から別の地方創世の金交付をいただきまして3年間継続的に行うということで報告がありました。今までにつきましては南十勝ヘルパー組合に委託してそこで働いていただいて、空いた時間に芸術活動をしていましたが、今年から農業だけではなく、漁業や商工など幅を広げて地域に残っていただきながら芸術活動をしていただくということで昨日協議会を発足したところであります。以上です。

1 3 番

先日、酪農ヘルパーとして働いていただいたのですが通常のヘルパーの職員

穀内委員

と同じように勤務しなくてはいけないため、本来の目的である芸術活動をする時間が取れないということで、去年入った方も2名中1名やめてしまっている
ので、その辺りの待遇の改善などを会議の折に触れていただきたいというのが
私の意見です。

議長

今の様な話はこの会議で出ておりました。特に1年目は慣れないこともあつて、
芸術活動が十分に出来ないという話をしていました。2年目から慣れれば
というのがあったんですが、一応ヘルパーの職員になるので同僚の理解なども
必要だという話も当然出ておりました。それと、ヘルパーに限らず商工会や漁
業組合、森林組合などを含めた中で働く職場として色々な場所を提供し、新し
い形で会を発足させまして幅広くということで今のような話は会議でも出てお
りましたし、辞めた方も酪農ヘルパー自体が嫌な訳ではなく時間が取れないと
言うておりましたので、それについても徐々に改善していきたいという話は出
ておりましたのでご報告いたします。

他にありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第32号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第32号、現況証明願いについて提案説明申し上げます。今回ご審議い
ただきます現況証明願いは4件でございます。申出のありました現況証明願い
について、農地法関係事務処理要領に基づきましてその証明の可否についてご
審議賜りたくご提案申し上げますので宜しく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは内容について事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第32号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (字名・地番) 1筆

公簿地目 宅地 現況地目 畑

面積 699.27㎡

平成29年8月24日、第1班班長 宮嶋 委員の下、現地調査を行っております。

す。

こちらは登記簿地目を現況地目に変更登記する案件でございます、本総会
でお認めいただきましたら農業委員会の職務権限により変更登記を行う案件で
ございます。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (字名・地番) 以下2筆

公簿地目 畑 現況地目 農地・採草放牧地以外

合計面積 10,543㎡

平成29年8月24日、第1班班長 宮嶋 委員の下、現地調査を行っております。

農地及び採草放牧地として使用できないため、本現況証明による申請で農地
台帳地目を現況地目に変更する案件でございます。

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (字名・地番) 1筆

公簿地目 畑 現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 4,852㎡

平成29年8月24日、第1班班長 宮嶋 委員の下、現地調査を行っております。

所有者は申請者の祖父であります但既に亡くられており、申請者の父も亡
くられてしまいましたので、相続人の内の一人として本申請を受理しており
ます。農地及び採草放牧地として使用できないため、本現況証明による申請で
農地台帳地目を現況地目に変更する案件でございます。

番号4番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (字名・地番) 1筆

公簿地目 畑 現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 2,405㎡

平成29年8月24日、第1班 班長 宮嶋 委員の下、現地調査を行っております。

申請地が農地及び採草放牧地として使用できないため、本現況証明による申
請で農地台帳地目を現況地目に変更する案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から4番について、調査班より報告を求めます。

第1班・班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

それでは第1班よりご報告申し上げます。

宮嶋委員

現況証明願いですが、8月24日、第1班と牧田地区担当委員、穀内地区担当委員、金丸地区担当委員で現地調査を行いました。内容につきましては、ただ今事務局が報告した通りです。1番の申請地は昨年の農地パトロールの際に、作物が植えられているのを確認したため所有者である申請者に利用状況を確認し、現況証明願いを申請いただきました。現地調査をした際、建物はなく作物も問題なく育っているため畑であると、班では判断しました。

ご審議の程よろしく願います。

番号2番、(申請者)より申請のあった案件ですが、申請地は所有者である申請者より数年間利用しておらず、今後も利用しないとの理由により申請されました。現地調査を行った結果、申請地までの道が険しく作業に支障を及ぼしかねない土地であり、また申請地を畑として復旧するのは困難であると判断しました。農地台帳地目を畑以外に変更することをやむを得ないと、班では判断しました。

ご審議の程よろしく願います。

番号3番、(申請者)から申請された案件につきましては、申請者は農業者ではないため隣接地の所有者に利用をお願いしたところ、隣接地も畑として使用していないため断られた経緯があります。現地調査の結果、申請地は傾斜地であり農作業に危険が伴う土地であるため、農地台帳地目を畑以外に変更することはやむを得ないと、班では判断しました。

ご審議の程よろしく願います。

番号4番、(申請者)より提出された申請地ですが、経緯につきましては番号3番の畑の利用確認をした際に、畑として利用していないので畑以外へ変更したいと申出があり、番号3番とタイミングを合わせる形で申請がありました。現地調査の結果、申請地は傾斜地で農作業に危険が伴う土地であるため農地台帳地目を畑以外に変更することはやむを得ないと、班では判断しました。

ご審議の程よろしく願います。

議長

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

よって本案は原案の通り決定されました。

日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農地法第3条の申請ですが、売買と賃貸借の2件となっております。その申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番から2番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 1筆 畑

面積 514㎡

理由 譲渡人 相手方の要望 譲受人 経営規模の拡大

借受人等の経営地の状況 経営地合計 5,017,479.23㎡

労働力 6名、家畜の状況 乳牛1,381頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし 農薬使用 共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし 作付(予定)作物 一部連作

売買 80,000円 (156,000円/10a)

地区担当委員は太田 福司 委員となりますが、本日は欠席のため農業委員さんからの説明に関しましては、地区担当代理ということで片岡 委員にお願いしています。

番号2

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 以下計21筆 畑

面積合計 292,491㎡

理由 貸主 借主の希望による貸付 借主 希望により借受

借受人等の経営地の状況 経営地合計 35,003㎡

労働力 4名 家畜 なし

周辺地域との関係 水利調整 該当なし 農薬使用 共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし 作付(予定)作物 輪作

賃貸借 年額 1,400,000円(4,787円/10a) 期間 3年間

地区担当委員は向井 良治 委員となっております。

1番の案件につきましては、前所有者であります(前所有者)が亡くなられたために、娘である(譲渡人)が相続した農地となっております。周囲の農地を使用している(譲受人)に売買して売渡す案件となっております。

2番の案件につきましては(貸主)が(借主)に賃貸借する案件になります。(貸主)は農地所有適格法人の要件を満たさなくなったため、一般法人へ移行する申出を農業委員会へしておりますが登記簿上は未登記のため、法人登記簿上は農地所有適格法人のままとなっております。このため本来であれば農地所有適格法人でなくなりましたので速やかに売買等で農地を手放さなければなりません。農地の面積が大きく借受希望者の資金面等の理由もあり、とりあえず3年間の賃貸借を行い、今後3条やあっせん売買で農地を手放していく予定と伺っております。なお本案件の事務処理につきましては北海道農業会議に確認し、本来であれば農地を速やかに手放すのが望ましいが、3年程度の賃貸期間であれば問題ないとの回答がありましたので申し添えます。次のページ以降に図面及び調書の方を添付してございまして、農地法第3条第2項に規定する3条許可をすることが出来ない要件に貸主及び借主は該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長

次に番号1番について地区担当委員代理より報告を求めます。

片岡 文洋 委員から報告願います。

3番
片岡委員

それでは太田 委員に代わりましてご報告させていただきます。案件の土地でございまして、すでに(譲受人)が牧草地として利用されております。したがって、この土地の売買につきましては妥当であると判断致しております。審議の程お願いいたします。

議長

次に番号2番について地区担当委員より報告を求めます。

向井 良治 委員から報告願います。

11番
向井委員

説明致します。(貸主)が構成員の脱退等により、農地所有適格法人の要件を満たさなくなったため、所有している農地を(借主)に賃貸借する案件にな

ります。事務局が説明した通り本来であれば所有権の移転をしなければならぬものですが、資金面等の理由もあり速やかな所有権移転が困難なため、（貸主）の知人が従業員として勤めている（借主）に3年間賃貸するものです。地区農事組合長等に状況説明し、農地として効率的な利用と周辺農地との相互的な利用に影響がないことを確認しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

14番
守澤委員

2番目の案件でございますが、（貸主）の借地が全地になっているかどうかの確認と借主の（借主）ですが（借主の地区）で営農していると思うのですがもし賃借権の設定をするとなった場合、営農証明を添付する必要があるかどうかの確認をお願いいたします。それともう一点、賃借料ですが年額1,400,000円で反当り4,787円となっておりますけれどもこれは（地区）の平均的な賃借料となっているのかの確認をお願いいたします。以上です。

笹田係長

まず一点目ですが、今回賃借権の設定をする農地につきましては今（貸主）で所有している農地で自身で耕作していたすべての農地となっております。二点目ですが、こちらは3条申請をしていただいた際に（借主の地区）の農業委員会から営農証明をいただいております、そちらで内容の確認をとっております。三点目の賃料につきましては平均から言うと若干安い価格ですが、地域の調和を崩すほどの開きはないものと判断しております。

以上です。

14番
守澤委員

了解いたしました。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

議案第33号、農地法第3条1項の規定による許可についての件を採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決定されました。

日程第4、議案第34号農地法第4条の規定による許可についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第34号、農地法第4条の規定による許可について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農地法第4条の規定による許可については1件でございます。内容は農業用施設の建設に伴う転用が1件でございます。申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議宜しく願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第34号、農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 1筆

地目 畑 面積 64,396㎡のうち2,999㎡

目的 農業用施設の建設 許可の日から永年間

計画内容

牛舎	建築面積	567.00㎡	所要面積	990.00㎡
----	------	---------	------	---------

牛舎	建築面積	291.60㎡	所要面積	478.80㎡
----	------	---------	------	---------

エプロン	建築面積	92.88㎡	所要面積	92.88㎡
------	------	--------	------	--------

通路・作業場			所要面積	1,437.32㎡
--------	--	--	------	-----------

			合計所要面積	2,999.00㎡
--	--	--	--------	-----------

こちらの転用基準ですが、農業振興地域整備計画において、すでに農業用施設用地に用途変更をされております。許可理由は農地法第4条6項の規定による転用となります。またチェックリストや施設の配置図等を次のページ以降に添付しておりますのでご参照願います。こちらは申請面積が3,000㎡以下となりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となっております。工事完了届が提出されましたら地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば台帳地目を変更いたします。平成29年8月24日、第1班宮嶋班長の下、現地調査を行っております。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より調査報告を求めます。番号1番について第1班 班長 宮嶋 敏男 委員より報告願います。

4番
宮嶋委員

それでは第1班よりご説明申し上げます。農地法第4条、(申請者)の内容につきましては只今事務局から説明があった通りです。8月24日、第1班、会長代理、穀内地区担当委員と現地調査を行っております。(申請者)に立ち会っていただきました。内容につきましては農業用施設、牛舎等の施設で審議の結果、現状では搾乳牛と乾乳牛が同一牛舎で使用されており、申請地に乾乳牛を30～40頭飼育できる牛舎を建設し、飼養分離を行い環境改善及び農業規模の拡大を目的としている。現地調査を行った結果、周りの既存施設の配置から代替地もなく農作業に支障を及ぼさない申請地であり、資金の面から実効性があると、班では判断いたしました。また、牛舎の面積も必要最小限の面積で許可することはやむを得ないと判断しました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第34号、番号1番の農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。本案について許可相当として農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決定いたしました。

日程第5、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農用地利用集積計画の申請件数は7件でございます。内容はあっせん売買が1件、合

理化事業による公社から買入れる案件が2件、賃貸借が4件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議宜しくおねがいいたします。以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。
それでは番号1番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長 議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (字名・地番) 1筆 畑

面積 57,967㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年8月31日

対価の支払い期限 平成29年9月30日

土地の引渡し時期 対価の支払い日

金額 5,500,000円 支払方法 指定口座に振込

あっせん売買 94,882円/10a

平成29年6月12日 第22期第1班 山本 班長の下、あっせん会議を行っております。こちらの案件につきましては(利用権を設定等する者)が農地を手放すためにあっせん売買に申出た農地となっております。後ろに添付しております農業経営基盤強化促進法第18条調書に記載されている通り利用権の設定を受ける者は経営面積、農作業従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりました。次に番号1番の内容について、地区担当委員代理 金丸 栄省 委員より調査報告を求めます。

17番 それでは第22期 山本班長に代わりまして番号1番の農業経営基盤強化促進

金丸委員	法第18条の件について説明いたします。（利用権を設定等する者）があっせん売買を申出て、その後すぐ尾田地区農事組合に周知徹底し売買の公募をした結果、地元の（利用権の設定等を受ける者）に決定いたしました。価格ですが、近隣の過去の売買実例から単価を設定し総額で5,500,000円、反当り94,882円に決定し両者に提示した結果、了承を得ました。以上、審議の程よろしく願いいたします。
議長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。
13番 穀内委員	今、地区担当の方から説明を受けました売買価格についてですが総額5,500,000円、反当り94,882円とのことで、荒れてる土地ではありますが、それにしても少し安いような気がするのですが、それについて説明お願いいたします。
笹田係長	それでは穀内委員からご質問ありました価格についてご説明いたします。後ろの図面を見ていただくと広い農地で見ただけでは良い農地に見えますが、実際現地を調査した結果、農地としては現状綺麗に使用していない農地で、木や草がたくさん生えている状態で工作物等もございまして通常の良い畑と同じような判断が難しいということを考慮し差引いた結果、こちらの単価となった経緯がございます。以上でございます。
7番 穀内委員	今説明受けましたが、基本単価は反当りいくらで算定しているのですか。
議長	暫時休憩いたします。
議長	再開いたします。
笹田係長	それでは売買価格の内訳についてご説明いたします。こちらの地区の最高額の平均価格は10a当たり140,000円ぐらいとなっております。57,967㎡のうち雑木有と判断された場所が13,574㎡こちらは10a当たり70,000円という判断で価格が950,180円、その他42,422㎡は普通畑ですが、一部原野化している部分があるということで10a当たり105,000円で計算し、こちらが4,454,310円、残りの部分が1,971㎡でこちらは太い落葉樹が生えていて処分等の費用を考慮して、10a当たり50,000円で計算し価格が98,550円で合計が5,503,040円で1,000円以下切り捨てで5,500,000円となっております

。以上です。

議長

畑の状況については地区担当委員から再度説明をお願いいたします。

17番
金丸委員

(利用権の設定等をする者)は周知の通り豚の加工販売をしていて、一時期放牧をしていた農地で豚の脱走などもあり、近隣は大変な状態で農地が荒れていたため農業委員も再三指導していたにもかかわらず、本人は放牧豚には木陰が必要で木は大事に育てていると話していました。以前農地委員会で訪問した際に、(法人)を立ち上げるという話で有機農法を掲げていて農業委員も応援していたんですが、そちらの方は難しい状況で経営転換ということで、農地を売渡す形になったわけです。いずれにしても農業委員会が放置していたわけではなく何度か指導していたということだけのご理解いただきたいと思います。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

13番
穀内委員

了解しました。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第35号、番号1番について農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
次に番号2番から6番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは続けて説明いたします。

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 計2筆 畑

合計面積 37,426㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年8月31日

対価の支払い期限 平成29年12月1日

土地の引渡し時期 対価の支払い日

金額 4,940,000円 支払方法 指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (字名・地番) 計2筆 畑

合計面積 19,846㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年8月31日

対価の支払い期限 平成29年12月1日

土地の引渡し時期 対価の支払い日

金額 2,860,000円 支払方法 指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 1筆 畑

面積 48,958㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

利用権の期間

始期 平成29年9月1日 終期 平成34年8月31日 5年間

金額 10a当たり 6,300円

支払方法 毎年12月20日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件となっております。

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 計2筆 畑

合計面積 30,768㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権の設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

利用権の期間

始期 平成29年9月1日 終期 平成34年8月31日 5年間

金額 10a当たり 5,900円

支払方法 毎年11月20日までに指定口座に振込

こちらにも更新の案件となっております。

番号6番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 計2筆 畑

合計面積 28,583㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権の設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

利用権の時期

始期 平成29年9月1日 終期 平成34年8月31日 5年間

金額 10a当たり 5,900円

支払方法 毎年11月20日までに指定口座に振込

こちらにも更新の案件となっております。

個別の説明ですが、2番、3番の案件につきましては、平成25年度及び平成28年度に農地保有合理化事業を利用して賃貸借していた農地で、事業期間の途中ではありますが譲受人の希望により公社から早期早売りをした案件となっております。後ろに添付してございます農業経営基盤強化促進法第18条調書に記載されております通り、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などの農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第35号、番号2番から6番について経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決定されました。暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

笹田係長

次に番号7番の内容について事務局より説明を求めます。

それではご説明いたします。

番号7番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (字名・地番) 計2筆 畑

合計面積 28,821㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

利用権の期間

始期 平成29年9月1日 終期 平成34年8月31日 5年間

金額 年額 150,000円

支払方法 毎年12月10日までに指定口座に振込

こちらも更新の案件であります。

後ろに添付してございます農業経営基盤強化促進法第18条調書に記載されております通り、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などの各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第35号、番号7番について農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第6、議案第36号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の決定及び意見書の提出についての件を議題と致します。提案説明を求めます。

水津局長

議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）については2件でございます。この配分計画及び意見書の内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますのでご審議宜しくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。次に番号1番から2番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出についてご説明いたします。

番号1番

権利の設定を受ける者 (地区) (氏名)

募集区域 (地区)

所在 (字名・地番) 畑

面積 10,675㎡

所有者（氏名） 以前の利用権者（氏名）
権利の種類 権利移動
内容 普通畑
始期 北海道による認可日以降 終期 平成36年9月21日
期間 前計画の残存期間 借賃 年額 59,000円
支払方法 毎年12月10日までに指定口座に振込

番号2番
権利の設定を受ける者（地区）（氏名）
募集区域（地区）
所在（字名・地番） 以下計7筆 畑
合計面積 109,091㎡
所有者（氏名） 以前の利用権者（氏名）
権利の種類 権利移動
内容 普通畑
始期 北海道による認可日以降 終期 平成37年8月31日
期間 前計画の残存期間 借賃 年額 609,000円
支払方法 毎年 12月10日までに指定口座に振込

本案件につきまして中間管理事業を通じて、借受者が北海道農業公社から転貸される案件で農地の配分案を協議いたしました。なお賃料及び期間については貸主から公社への賃貸期間が10年間となっているため、その賃料と同額となり期間は元の計画の残存年数となっております。後ろのページに添付してございます農地利用配分計画（案）に添付する点検表に記載されたとおり、貸付先決定ルールに則り利用調整がされていることを申し添えます。また図面等も添付しておりますのでご確認願います。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に番号1番から2番の内容について地区担当委員 宮嶋 敏男 委員より調査報告を求めます。

4番
宮嶋委員

ただ今、事務局よりご説明がありました農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）及び意見書の提出について番号1番及び2番について、本案件は平成26年及び27年に（前所有者）が北海道農業公社に貸付けた後、（以前の利用権者）が転貸されていたものです。（以前の利用権者）が後継者の（権利の設定を受ける者）に経営移譲を行う

ことから本事業で転貸されていた農地の借受人を変更するために、新たに農用地利用配分計画を立てるものです。賃料及び貸付けの期間については前利用権者である（以前の利用権者）のものを引継ぐ形になりますが、賃料は同額、期間については残存期間となります。8月24日に班会議を開催し利用調整を行いました。以上ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。

農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見書について事務局より説明願います。

笹田係長

それでは農地利利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見についてご説明いたします。こちらの意見と致しまして、すでに安定的な農業経営を行っている農業者が経営移譲することに伴い、後継者に対して農地中間管理事業で借受けた農地を賃貸期間を継続して借受けるということで、他の経営者にも支障を及ぼすことなく効率的かつ安定的な農業経営を目指していける農地利利用配分計画（案）となっていることが適当であると認めるというような内容になっております。以上です。

議長

これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

6番
竹内委員

権利の種類の上は権利移動、下は権利移転になっているのですが、多分印刷ミスだと思いますが。

議長

どちらの文言が正しいか確認しておきます。

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出についての件を採決

いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。事務局より説明願います。

水津局長

次回の総会につきまして9月28日(木)を予定しておりますので宜しくお願いいたします。予定ではJAとの懇親もありますので13時からになると思います。

議長

以上をもって第2回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年 8月 30日

会 長

鈴木正喜

委員(3番)

片岡文洋

委員(4番)

宮嶋敏男